

鳥羽市議会行政常任委員会会議録

令和4年3月31日

○出席委員（13名）

委員長	浜口 一利	副委員長	瀬崎 伸一
委員	南川 則之	委員	濱口 正久
委員	片岡 直博	委員	奥村 敦
委員	河村 孝	委員	山本 哲也
委員	中世古 泉	委員	戸上 健
委員	坂倉 広子	委員	坂倉 紀男
委員	世古 安秀		
議長	木下 順一		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村総務課長、山本補佐
- ・勢力市民課長、片岡補佐、寺田係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	岡村 なぎさ
書記	

(午前10時21分 再会)

○浜口一利委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再会いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第75号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、議案第76号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第80号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についての議案3件であります。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第75号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 おはようございます。総務課長、中村です。よろしく申し上げます。

議案第75号について説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第75号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について。

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由としまして、人事院勧告に基づき、本市職員の期末手当の支給率について所要の改正をたく、本提案とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページと併せて、新旧対照表の1ページのほうも併せてご覧ください。

鳥羽市職員の給与条例の一部を改正する条例。

鳥羽市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第43条第2項中、100分の127.5を100分の120に、これは一般職員についてです。

次に、100分の107.5を100分の100に改め、これが管理職員になります。

同条第3項中、100分の127.5を100分の120に、100分の72.5を100分の67.5に、100分の107.5を100分の100に、100分の62.5を100分の57.5に改める。

最初の第2項につきましては、再任用以外の職員、0.15のマイナス。

第3項は、再任用職員ということで0.1のマイナスということになります。

続きまして、附則です。

附則の第2条、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置ということで、括弧内はなかなか複雑になっておりますので、括弧を除いて一旦読まさせていただきます。

第2条、令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の鳥羽市職員給与条例の規定にかかわらず、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じる額とするとして、(1)に再任用以外の職員の率、それから次のページの(2)に再任用職員の率をそれぞれ定めております。

これは例年、人事院勧告につきましては、12月の期末手当に反映させるというのが通例でございます。と

ころが、今回は、国家公務員の期末手当につきまして、令和3年度引上げ、引下げ相当額を令和4年6月期末で調整するというふうになりましたことから、本市としましても同様の改正とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第75号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 何点かお伺いします。

まず、該当職員数、これは何人でしょうか。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 総務課人事担当の山本です。よろしくお願いいたします。

改定の該当する職員数ですが、当初予算に計上した職員数で申し上げます。一般会計で288人、特別会計含む全会計でいきますと342人が対象となります。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 一時金がカットされるわけですが、最大のカット額、最小のカット額、平均のカット額、それぞれ教えてください。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 まず、最高の減額ですが、約15万1,000円。最小の減額は約4万6,000円。平均ですが、一般会計の平均で答えさせていただきます。約9万4,000円となっております。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 先ほどの課長の説明で、12月の一時金ですね、これを引き下げるということでした。間違いありませんね。そうすると、一旦払っとる一時金を、期末手当、勤勉手当、これを返してもらうということになりますか。

○浜口一利委員長 総務課長。

○中村総務課長 国家公務員の例でいきますと、その返してもらうという言い方が正しいのかどうか分かりませんが、その相当額を調整額として6月期末から引き下げるというふうになっております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 一旦払ったけれども、それは減額するので、この6月に調整と称して減額するという答弁でした。ですから、半分、本来ならば、減額半分なんだけれども、12月も減額するもので、先ほどの答弁の1人平均9万4,000円ということになるわけです。一旦払ったものを返すと、調整するという答弁でしたけれども、それは不利益不遡及の原則というのがあります。それに抵触するんじゃないでしょうか。

○浜口一利委員長 総務課長。

○中村総務課長 今回の人事院勧告のやり方といいますか、これ多分、今までもこういうケースはなかったのではないかなと思っております。私の個人的な感覚で言いますと、12月はコロナの影響とかいろいろなことで

据え置くと、勧告されましたけれども、引下げは据え置くという形にされましたので、もうそのままなしにしていただくとありがたいなと個人的には思っております。ただ、これ国家公務員の制度にこれまでもずっと準拠してきておりますので、今回だけ、鳥羽市だけ、その勘定でやらないというわけにはいきませんので、国家公務員準拠ということで提案させていただきました。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 総務課長の苦渋はよう分かります。よう分かるけれども、議会としては、そんなもの、職員をいじめるようなことを、僕は是認することはできません。

それで、最後にお聞きしますけれども、この3月末で退職する職員もおるわけです。その人たちも、12月に払っとるわけだから、払っとるのを一般の職員は、ずっと継続する職員は、6月の一時金で差っ引くわけやけれども、その差っ引くことに該当しない職員ですね、退職する職員も返してもらうんですか。返還してもらいますか。

○浜口一利委員長 総務課長。

○中村総務課長 これは戸上委員ご承知の上の質問かなと思っておりますが、私もこれ腑に落ちないところがございます。退職される職員については該当しないということになります。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 退職する職員は、そのまま返さんとよろしいと。続ける職員は返しなさいと。6月でその分差っ引くと。こんな矛盾したものはないわけや。人事院がおかしいことしとるわけで、それは国家公務員についてはそうやけれども、地方公務員については、ここの議会が条例改正するということやもんで、こういうのはまかりならんと、職員を守らないかんというのが僕の意見です。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第76号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 総務課長、中村です。よろしく申し上げます。

議案書の4ページをお願いします。

議案第76号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由としまして、本市会計年度任用職員の処遇を維持するため、期末手当に関する経過措置について所要の改正をたく、本提案とするものでございます。

次のページ、5ページをお願いいたします。

新旧対照表の2ページにつきましても併せてご覧ください。

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同条中、100分の125とあるのは、100分の120と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間を当分の間に、100分の127.5を100分の120に改める。

これにつきましては、会計年度任用職員の期末手当につきましては、段階的に引き上げるとしておりましたが、正規職員の給与条例を準用しておりますため、今回の人事院勧告による改正の影響を受けると、年2.5月から年2.4月に引下げとなってしまいますため、現在の処遇を維持するというので、引き下げないように当面の間、年2.5月とするための改正でございます。

以上でございます。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第76号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 確認ですけれども、総務課長、確認ですけれども、本来であれば、段階的に会計年度任用職員の一時金については引き上げなきゃいかんということやけれども、一般職が今回カットになるため、それを準用して引き上げずに据え置くという理解でよろしいの。

○浜口一利委員長 総務課長。

○中村総務課長 そのとおりでございます。

○浜口一利委員長 戸上委員。よろしい。

○戸上 健委員 結構です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第80号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

市民課長。

○勢力市民課長 市民課、勢力です。よろしく申し上げます。

それでは、提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをご覧ください。

議案第80号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間を再度延長したく提案するものでございます。

傷病手当金の支給に関する特例については、昨年12月議会におきまして、国の財政支援の適用期間の延長に伴い、傷病手当金の支給期間を令和4年3月31日までとしてご承認いただきました。このたび、再度、国の財政支援の適用期間が延長され、令和4年6月30日まで延長されることとなりましたので、傷病手当金

の支給を対象とするため再度延長させていただくものでございます。

新旧対照表のほうでご説明させていただきますので、最終ページ、24ページをご覧ください。

傷病手当金の支給に関する特例の期間については、同条例附則にうたわれており、ここで令和4年3月31日までを令和4年6月30日までとし、公布の日から施行するものでございます。

なお、延長に伴う費用については、令和4年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を本議会に提出しておりますので、予算決算常任委員会のほうで詳細についてはご説明させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第80号についてご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○浜口一利委員長 よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○浜口一利委員長 以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございませんか。

（「なし」の声あり）

○浜口一利委員長 よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第75号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第75号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第76号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第76号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第80号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第80号については、原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましてはご一任をお願いいたします。

これもちまして行政常任委員会を散会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時40分 散会)

---



委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和4年3月31日

行政常任委員長 浜 口 一 利